

＜感染症にかかったら＞

○下記の表に書いてあるような学校保健安全法に定められた感染症で休む場合は、出席停止となり欠席にはなりません。

医師の許可があるまで家庭内で安静にしてください。

○治って登校するときには、必要となる書類があります。

病院で書いてもらったら、学校へ提出してください。

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、書類の提出について異なりますので、下の表をご確認ください。

*** 学校保健安全法による感染症の種類と出席停止期間 ***

病 名	出席停止の期間	登校時に必要な書類
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	なし
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、解熱後2日を経過するまで	インフルエンザによる欠席報告書 (保護者記入)
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了するまで	登校許可に関する意見書 (医師記入)
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核	感染の恐れがなくなるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで	
腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで	
流行性角結膜炎		
急性出血性角結膜炎		
溶連菌感染症		
マイコプラズマ感染症		
感染性胃腸炎		

※そのほかの疾病は、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ウイルス性肝炎などがあります。

※その他、出席停止になる場合があるものについてはご相談ください。